

平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社コロワイド

代表者名 代表取締役社長 野尻公平

(コード番号 7616 東証第一部)

(連絡先電話番号：045-274-5970)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 53 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 27 年 4 月 30 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 53 期定時株主総会での承認を条件に、「監査役会設置会社」から「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により創設される「監査等委員会設置会社」に移行いたします。これに伴い、必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第 28 条（社外取締役の責任免除）を変更するものであります。尚、本変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第 41 条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第 43 条及び第 44 条の規定を削除するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う所定の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日

以 上

別紙（定款変更の内容）

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 （条文省略）</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 （現行どおり）</p>
<p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第12条 （条文省略）</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第12条 （現行どおり）</p>
<p>第3章 優先株式</p> <p>（優先配当金）</p> <p>第13条の1 当社は、<u>第43条に定める</u>期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）、普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録株式質権者という）、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。</p> <p>① 平成21年3月31日までの事業年度に関して 優先配当金 = 100,000,000円×1.00%</p> <p>② 平成21年4月1日以降の事業年度に関して 優先配当金 = 100,000,000円×（日本円TIBOR+3.00%）</p> <p>「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、</p>	<p>第3章 優先株式</p> <p>（優先配当金）</p> <p>第13条の1 当社は、期末配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）、普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録株式質権者という）、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。</p> <p>① 平成21年3月31日までの事業年度に関して 優先配当金 = 100,000,000円×1.00%</p> <p>② 平成21年4月1日以降の事業年度に関して 優先配当金 = 100,000,000円×（日本円TIBOR+3.00%）</p> <p>「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当会社は、<u>第44条に定める</u>中間配当を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （条文省略）</p>	<p>午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当会社は、中間配当を支払うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。</p> <p>3 （現行どおり）</p>
第13条の2～第13条の10(条文省略)	第13条の2～第13条の10(現行どおり)
<p>第4章 第2回優先株式 (優先配当金)</p>	<p>第4章 第2回優先株式 (優先配当金)</p>
<p>第14条の1 当会社は、<u>第43条に定める</u>期末配当金を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。</p> <p>① 平成23年3月31日までの事業年度に関して 第2回優先配当金＝ 100,000,000円×1.5%</p> <p>② 平成23年4月1日以降の事業年度に関して 第2回優先配当金＝ 100,000,000円×（日本円TIBOR+3.5%）「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前</p>	<p>第14条の1 当会社は、期末配当金を支払うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。</p> <p>① 平成23年3月31日までの事業年度に関して 第2回優先配当金＝ 100,000,000円×1.5%</p> <p>② 平成23年4月1日以降の事業年度に関して 第2回優先配当金＝ 100,000,000円×（日本円TIBOR+3.5%）「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当社は、<u>第44条に定める中間配当を支払うときは</u>、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、第2回優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>の銀行営業日)の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記の日に公表されない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日)のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6ヶ月物(360日ベース))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。</p> <p>2 当社は、<u>中間配当を支払うときは</u>、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下、第2回優先中間配当金という)を支払う。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
第14条の2～第14条の10(条文省略)	第14条の2～第14条の10(現行どおり)
第5章 株主総会及び種類株主総会 第15条～第18条(条文省略)	第5章 株主総会及び種類株主総会 第15条～第18条(現行どおり)
<p>第6章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第19条 (条文省略) 2 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)</p>	<p>第6章 取締役及び取締役会 (取締役会の設置) 第19条 (現行どおり) 2 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)は、10名以内とする。 3 <u>当社の監査等委員である取締役は</u>、5名以内とする。</p>
<p>(選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 (条文省略)</p>	<p>(選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 増員として選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、決議権を行使することができない。</p> <p>2 当社は、取締役の全員が取締役会の議決事項について書面をもって同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行ふ。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</p> <p>2 当社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の議決事項について書面又は電磁的記録をもって同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
(取締役会規程) 第26条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会が定める取締役会規程による。	(取締役会規程) 第27条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という)は、株主総会の決議により定める。	(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。
(社外取締役の責任免除) 第28条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。	(取締役の責任免除) 第29条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。
<p>第7章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条～第36条(条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
(新設)	第7章 監査等委員会
(新設)	<p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第30条 当社は、監査等委員会を置く。</p>
(新設)	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第8章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第8章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p> <p>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人報酬等)</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第41条 (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>第9章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第9章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度の末日最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当（以下、期末配当金という）を行うことができる。</p>	(削除)
<p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、中間配当金という）を行うことができる。</p>	(削除)
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p>